

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第五十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年三月一日から適用する。ただし、同年二月二十八日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十一年二月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～201 (略)</p> <p><u>202 腹部開放創用局所陰圧閉鎖キット</u> <u>1 cm²当たり24円</u></p> <p>III～IX (略)</p>	<p>別表</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p> <p>001～201 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>III～IX (略)</p>